大阪府都市整備部(住宅建築局を除く。)建設工事条件付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、大阪府都市整備部(住宅建築局を除く。以下同じ。)が発注する建設工事の請負契約の競争入札のうち、大阪府建設工事条件付一般競争入札実施要綱(以下「実施要綱」という。)に基づく条件付一般競争入札を円滑に実施するため、同要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格)

- 第2条 実施要綱第4条第2項に基づき、業務の内容等に応じて定めることができる入札に 参加するために必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、以下のとおりとする。な お、工事の内容ごとに適用する要件を別途定め、毎年度公表するものとする。
 - 一 対象工事に対応する工事種別における等級又は建設業法(昭和 24 年法律第 100 号) 第 27 条の 23 の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評点又は総合評 定値
 - 二 対象工事に対応する工事種別における建設業法上の許可区分
 - 三 建設業法に基づく許可を受けた営業所の所在地
 - 四 大阪府建設工事入札参加資格申請の際に届け出た大阪府と契約する営業所の所在地
 - 五 一定の基準を満たす同種工事の元請け施工実績
 - 六 配置技術者の資格
 - 七 配置技術者の同種工事の経験
 - 八 都市整備部、大阪港湾局及び大阪都市計画局が発注した工事で、過年度に竣工検査を 受けたものの工事成績点の状況
 - 九 都市整備部、大阪港湾局及び大阪都市計画局が発注した工事で、過去3ヶ月間における低入札価格調査における失格判定の有無
 - 十 当該年度における都市整備部が発注する工事の入札参加回数
- 2 発注機関の長は、発注する工事の内容等に応じて、前項各号に定める事項の中から、必要な入札参加資格を定めるものとする。
- 3 発注機関の長は、第1項各号に定めるほか、必要と認める事項に係る入札参加資格を工 事ごとに定めることができるものとする。

(配付資料等)

第3条 実施要綱第8条第1項に基づき、入札に参加を希望する者に対して交付する入札に 参加するために必要となる資料のうち、電子入札公告及び入札参加申込書については、標 準様式を別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成19年4月2日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。